（差押状の執行調書の記載等）

第九十九条　差押状の執行をした者は、第九十六条若しくは前条又は法第百二十一条第一項若しくは第二項の処分をしたときは、その旨を調書に記載し、又は記録しなければならない。

（被告人の身体検査の召喚状等の記載要件等・法第六十三条等）

第百二条　被告人に対する身体の検査のための召喚状又は勾引状には、身体の検査のために召喚又は勾引する旨をも記載し、又は記録しなければならない。

（被告人以外の者の身体検査の召喚状等の記載要件等・法第百三十六条等）

第百三条　被告人以外の者に対する身体の検査のための召喚状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、出頭すべき年月日時及び場所、身体の検査のために召喚する旨並びに正当な理由がなく出頭しないときは過料又は刑罰に処せられ、かつ、勾引状を発することがある旨を記載し、又は記録しなければならない。

2　前項の召喚状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　召喚状が書面による場合　記名押印すること。

二　召喚状が電磁的記録による場合　召喚状が裁判長の作成に係るものであることを示すとともに当該召喚状の改変を防止するために必要な措置（召喚状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　被告人以外の者に対する身体の検査のための勾引状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、引致すべき場所、身体の検査のために勾引する旨、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日を記載し、又は記録しなければならない。

一　勾引状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状を返還しなければならない旨

二　勾引状が電磁的記録による場合　有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（法第百三十六条において準用する法第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から勾引状を消去する措置並びに勾引状に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨

4　前項の勾引状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　勾引状が書面による場合　記名押印すること。

二　勾引状が電磁的記録による場合　勾引状が裁判長の作成に係るものであることを示すとともに当該勾引状の改変を防止するために必要な措置（勾引状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

（差押状の執行調書の記載）

第九十九条　差押状の執行をした者は、第九十六条若しくは前条又は法第百二十一条第一項若しくは第二項の処分をしたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

（被告人の身体検査の召喚状等の記載要件・法第六十三条等）

第百二条　被告人に対する身体の検査のための召喚状又は勾引状には、身体の検査のために召喚又は勾引する旨をも記載しなければならない。

（被告人以外の者の身体検査の召喚状等の記載要件・法第百三十六条等）

第百三条　被告人以外の者に対する身体の検査のための召喚状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、出頭すべき年月日時及び場所、身体の検査のために召喚する旨並びに正当な理由がなく出頭しないときは過料又は刑罰に処せられ且つ勾引状を発することがある旨を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

［新設］

2　被告人以外の者に対する身体の検査のための勾引状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、引致すべき場所、身体の検査のために勾引する旨、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

［新設］